

東村山市  
地域福祉計画（素案）  
平成 24 ~ 29 年度

資料 2 ~ 5 までの各計画案については策定途中のものであり、誤字・脱字、改行等の調整などを含めて未校正となっております。ご了承ください。

また、最終的な計画書になる際は全体的な構成（フォーマット）を統一させていただきます。

# 地域福祉計画について

## 1. 計画策定の背景と目的

---

私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化の加速によるこれまでの福祉施策の持続可能性の問題や、かつての地域社会が当たり前に共有していた地域住民相互のつながりの希薄化、経済の悪化等に伴う生活スタイルの変化や共働きの増加等による待機児童の増加、さらには子どもや高齢者等に対する虐待やひきこもりなど課題が多様化しています。

このような中、公的サービスでは対応しきれない課題に対して、地域住民を主体とする自発的な活動や取り組みが活発化しています。住民の地域での暮らしを支えるためには公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、これら地域の支え合いの仕組みづくりの推進が必要となってきます。

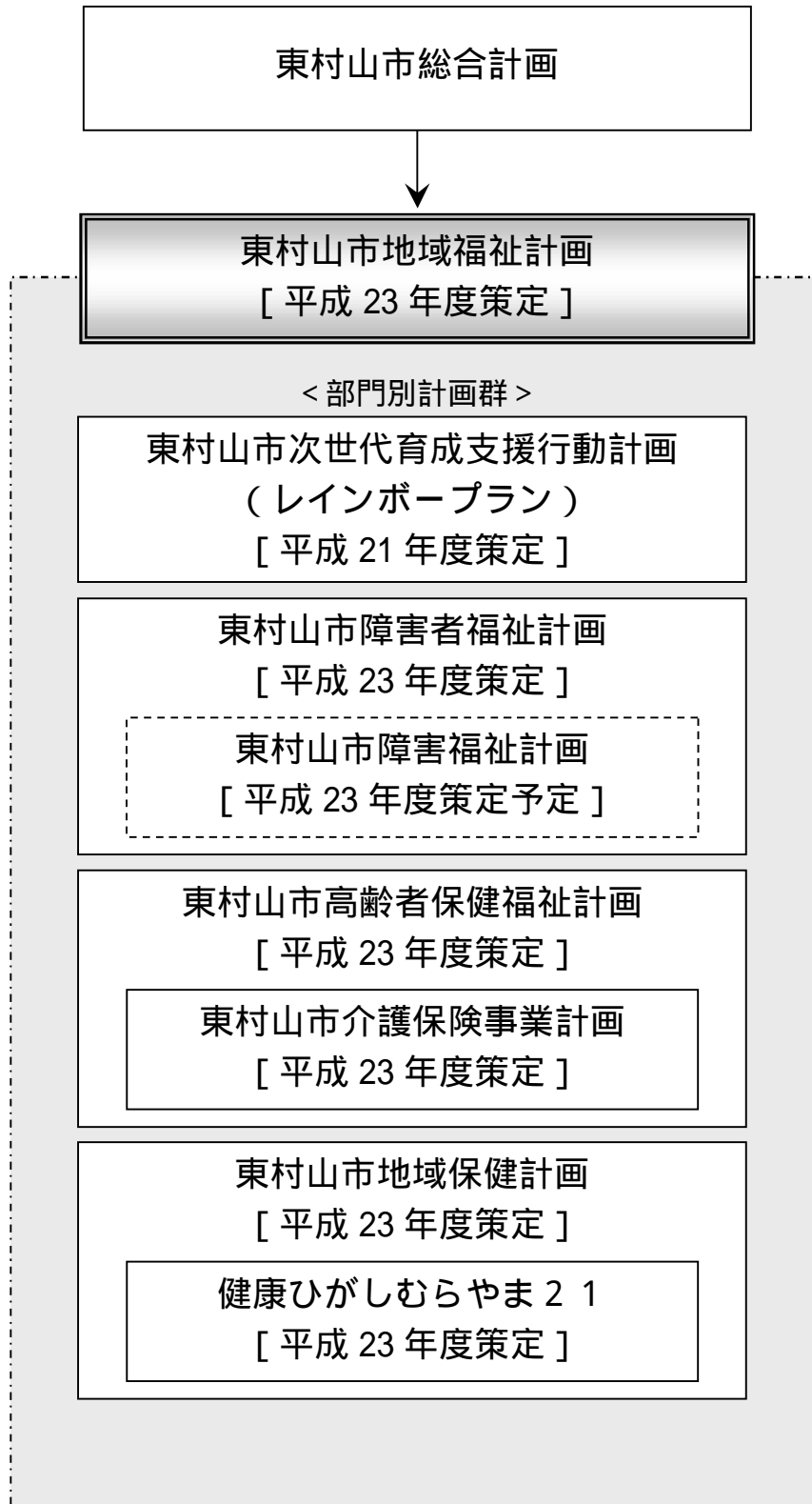
また、住民の健康意識については、小さいころからの食育、特定健診や介護予防事業の推進等により増進が図られてきている一方で、高齢化の加速や、若い世代の自殺の増加等の問題も生じてきています。健康意識の増進や、生きがいを持った生活をおくることや、健康意識の増進、地域での生活を医療・介護の面から支えていくようなしくみの推進は今後の地域福祉を推進していくうえでますます重要となってくるものです。

国における平成 17 年の障害者自立支援法の施行、平成 18 年の介護保険制度の改正などこれらの制度改革に共通する特徴は、住み慣れた地域での在宅生活の維持を目指し、地域での生活支援を充実するという地域福祉志向を強めていることにあります。

東村山市では平成 4 年度に「東村山市地域福祉計画」を策定後、平成 9 年度と平成 17 年度に同計画の見直しを行い、市民・地域・行政とが一緒になって目指すべき地域社会へ向けた施策を進めてきました。しかしながら、先に述べたような地域社会における課題の多様化や介護保険法、障害者基本法の改正など福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため平成 23 年度で計画期間が終了となる「第 3 次東村山市地域福祉計画」を見直し、ここに「第 4 次東村山市地域福祉計画」を策定します。また、見直しにあたっては、平成 23 年度からを計画期間とする本市の最上位計画である「東村山市第 4 次総合計画」が目指す「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現にむけて地域福祉分野を中心とした施策と方向を明らかにします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものであり、また、当市における総合計画を上位計画とし、保健福祉関連の部門別計画の上位計画として、これらを内包するものです。



福祉関連計画	根拠法
東村山市地域福祉計画	社会福祉法
東村山市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
東村山市障害者福祉計画	障害者基本法
東村山市障害福祉計画	障害者自立支援法
東村山市高齢者保健福祉計画	老人福祉法
東村山市介護保険事業計画	介護保険法
東村山市地域保健計画	-
健康ひがしむらやま 2 1	健康増進法

### 3 . 計画の期間

---

本計画は、平成 24 ~ 29 年度を計画期間とする 6 か年計画です。

また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

# 基本理念と基本目標

## 1. 基本理念

地域福祉とは児童、高齢者、障害者といった限られた人だけを対象とするものではなく、地域に暮らすすべての人が支え合い、いきがいをもって生活していくためのものです。自身だけではなく、様々な個性、あり方をしている人同士が、お互いを認め合い、お互いの立場を尊重し、受け入れていくことが、地域における協働の推進や、人権の尊重につながっていくこととなります。

その上で、それぞれの問題をお互いが自身の問題として理解しあい、行政のみならず、地域住民、当事者が参加し、担い手になるという自助・共助・公助による地域福祉の推進を進めていく必要があります。近年の無縁社会という言葉にあるように、地域のつながりが薄れている中、お互いにつながるためのきっかけを持つことが難しくなりつつありますが、東村山市民全体として、これまでの生活の在り方を見直し、お互いに連帯して支え合っていく意識づくりが必要となってきます。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

### 認めあい、つながりあい、支えあうまち 東村山

認めあい ・ ・ 交流することにより、お互いに理解をしあう。  
それにより一人一人を尊重していくことができる。

つながりあい ・ ・ お互いにつながっていくことにより、いきがい  
(人と人との交流や環境との共生)をもった暮らしや、  
地域福祉が推進されていく。

支えあう ・ ・ お互いに支え合いながら、住み慣れた地域の中で生活していく。  
行政のみならず、住民、当事者が参加することで、福祉の担い手  
となる。

## 2. 基本目標

---

### 1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉

(参考：目標の考え方)

これからの地域社会は参加と協働がより重要となってきます。お互いを認め合い、交流していくことで支え合いの考えを広め、地域福祉の基盤をつくります。

個別計画の策定にあわせて、施策の方向として具体的な方向を記載していく。

### 2 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供

(参考：目標の考え方)

世の中の変化により住民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」ことは一層重要となってきます。

個別計画の策定にあわせて、施策の方向として具体的な方向を記載していく。

### 3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり

(参考：目標の考え方)

住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、健康に関する意識の向上や健康増進のための活動や、地域で暮らすための福祉サービスの充実を進めます。

個別計画の策定にあわせて、施策の方向として具体的な方向を記載していく。

### 4 福祉を推進していくためのまちづくり

(参考：目標の考え方)

人にやさしいまちの整備をソフト、ハードの面から推進したり、地域の人材育成等を行ったりすることで地域福祉の推進を図ります。

個別計画の策定にあわせて、施策の方向として具体的な方向を記載していく。

地域福祉計画での基本目標と、個別計画での施策の方向まとめ

基本目標	施策の方向		
	障害	高齢	健康
みんなでつながり参加する東村山の福祉	障害のある人への理解の促進(心のバリアフリーの促進)	高齢者の社会参加・交流の促進	地域での交流等を通じ住民同士の理解の推進
	障害児教育の充実と障害者就労支援の推進	協働による地域福祉体制の推進	地域保健計画推進部会における計画の進捗管理
	地域の協働による地域福祉体制の推進		
相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供	相談体制の充実	相談支援体制の強化	相談体制の充実
	情報のバリアフリー化の推進	情報提供に関する取り組みの充実と情報の集約	保健・医療情報の提供
住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	地域生活を支える福祉サービスの充実	住み慣れた地域で高齢者を支えるサービスの充実	健康意識の向上
	地域での保健・医療サービス体制の充実	地域における高齢者の見守りと自立支援のネットワークの構築	食育(栄養)の普及・推進
	権利擁護支援体制の充実	権利擁護支援体制の充実	歯の健康の推進
			がん予防対策
			特定健康診査・保健指導の充実
			「健康ひがしむらやま21」の推進(生活習慣病の予防)
			介護予防の推進
		医療体制の充実	
福祉を推進していくためのまちづくり	安心・安全まちづくりの推進	地域に暮らし続けるための環境整備	市民主体の健康づくりの支援
	福祉のまちづくり(バリアフリー)の促進	介護サービスの質の向上と介護給付の適正化	保健センターの有効活用
	地域の人材育成・地域福祉の促進	地域における防災体制の整備	